

笑顔と思いやりで育む

ひらかわ

住みよい地域づくり

第四次地域福祉活動計画（令和7～11年度）

5か年計画



高倉荒神社

第四次平川地区地域福祉活動計画

発行日 令和7年3月31日
編集者 第四次平川地区地域福祉活動計画策定委員会
発行者 平川地区社会福祉協議会
753-0831 山口市平井1665番地
電話 083-922-0523
印刷所 (株)マルニ

平川地区社会福祉協議会

はじめに

今日、人びとの暮らしや地域のあり方が多様化する中、誰もが心豊かで安心安全で暮らすことのできる地域づくりを目指して、平川地区社会福祉協議会では、平成21年度の「平川地区地域福祉活動計画（平成22～26年度）、平成26年度の「第二次地域福祉活動計画（平成27～31年度）」、令和元年度の「第三次地域福祉活動計画（令和2～6年度）」に引き続き、今回「第四次平川地区地域福祉活動計画（令和7～11年度）」を策定しました。この策定には、地域の皆様の多様な生活課題を受けとめ少しでも解決につなげようと、いずれも「住民座談会」を開催し、7回の策定委員会と2回の編集委員会を行いました。「笑顔と思いやりで育む住みよい^{ひらかわ}地域づくり」の基本目標のもと、住民の手でできる生活課題を検討しまとめたところです。

活動計画の実施、実行に向けては、前回までと同様新メンバーによる実行委員会により検討していただきますが、見直しを進めています地区社協の事業活動もさらに検討することにしていきます。主な推進団体のご協力ご活動は勿論、地区の皆様の格別のご理解ご協力ご尽力を切にお願いしたいと思っております。

今後ますます一人暮らし高齢者の増大を含む高齢化、少子化、核家族化等から家族の形態や機能の変化、地縁血縁による助け合い機能の低下、高齢者・子ども達の見守りの強化、孤立化等々“助け合い・支え合い”の地域づくりが一層必要となりますので、地域の絆づくりを願っています。

地域の皆様の声にそった地域共生社会の安定に向けた社会福祉協議会の事業活動には期待が大きいものと思っていますのでよろしくお願いします。

結びに、計画策定には多くの皆様方、特に「住民座談会」参加者、「策定委員会」委員・「実行委員会」委員の方々には格別のご協力ご尽力を賜り、さらに、山口市社会福祉協議会及び山口市鴻南地域包括支援センターの担当職員の方々にはご指導賜り併せて厚くお礼申し上げます。

私も第1回地域福祉活動計画策定から「住民座談会」を毎回開催し地域の方々の要望にそって策定、実施実行をしてきました。長い間お力添えいただき厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

平川地区社会福祉協議会

会 長 芳 西 靖 幸

目 次

はじめに

1	平川地区の概況と実態	1
(1)	平川地区の概況	1
(2)	平川地区住民の人口動態	2
(3)	自治会別の状況	3
(4)	平川地区の社会資源と活動団体	4
2	第四次平川地区地域福祉活動計画	6
3	平川地区社会福祉協議会の事業活動	15
4	「第四次平川地区地域福祉活動計画」策定委員会設置要綱	17
5	「第四次平川地区地域福祉活動計画」策定経過報告	18
6	「第四次平川地区地域福祉活動計画」策定委員会委員名簿	19

1 平川地区の概況と実態

(1) 平川地区の概況

念願の阿東町と平成22年1月16日合併した山口市は、東西に46km、南北に59km、面積1,023.31km²（県下最大）、人口194,875人（下関に次ぐ2番目）となりました。令和7年1月1日現在の人口は186,023人（推計）です。

平川地区は、面積19.61km²、人口16,579人（令和6年12月31日現在登録人口）、推計（令和7年1月1日現在）20,897人を占めており、隣接する大歳地区との間を流れる榎野川の左岸にあって、姫山の北端から小郡に向けて東西に流れる九田川沿いに位置しています。

従来、農業中心の自然環境と文化遺産に富んだ地域でしたが、昭和40年代に入り、山口大学の総合移転により一変し、幼稚園から大学までの学園地域となりました。

歴史的には、藩政時代、平川地区の村落構成は、平井・吉田・恒富・平野の4か村から成り、榎野川を挟んで富田原・小原・福良・田屋島の4部落が平井・矢原・黒川の3か村に入り乱れていました。明治4年の廃藩置県により、山口県が誕生し、平川地区は平井と吉田が統合し、平井村と、一方恒富村と平野村および榎野川対岸の黒川村の3村統合し、改めて黒川村となりました。その後、明治12年施行の郡区町村編制法により、村内の部落が榎野川によって分けられ平川村のうち、富田原を矢原村に、矢原村のうち小原を黒川村に、黒川村のうち、黒川市・岩富を朝田村に編入することとなり、さらに、明治22年の町村制実施により、平井村と黒川村が合併し、平川の誕生となったのです。山口市への合併は、昭和19年4月となり今日に至っています。

平成21年4月から地域交流センターとなった旧平川公民館は、日本国憲法施行の昭和22年5月3日に、県下最初の草分け公民館として発足し、地域の中核施設として、各種団体、協議会、サークル活動の場の役割を果たしました。

教育機関としては、平川幼稚園、平川小学校、平川中学校（平成2年4月創立）、県立西京高等学校（昭和61年創立）、中村女子高等学校専攻科（平成9年4月設立）（令和7年4月から山口中村学園高等学校専攻科）、山口大学（昭和40年10月農学部に移転に始まり昭和48年1月経済学部の最後の移転）等に恵まれ、学園地域として大きく変貌したのです。

代表的な文化財には、古代文化の吉田遺跡、平清水八幡宮本殿（国指定重要文化財建造物）、平川の大スギ（国指定天然記念物）、平清水八幡宮木造獅子狛犬（県指定有形文化財彫刻）、広沢寺木造薬師如来坐像（県指定有形文化財彫刻）などがあり、又、地域を象徴する祭典に五穀豊穡の神、高倉荒神の高倉荒神祭り（2月28日の賑わい）があります。

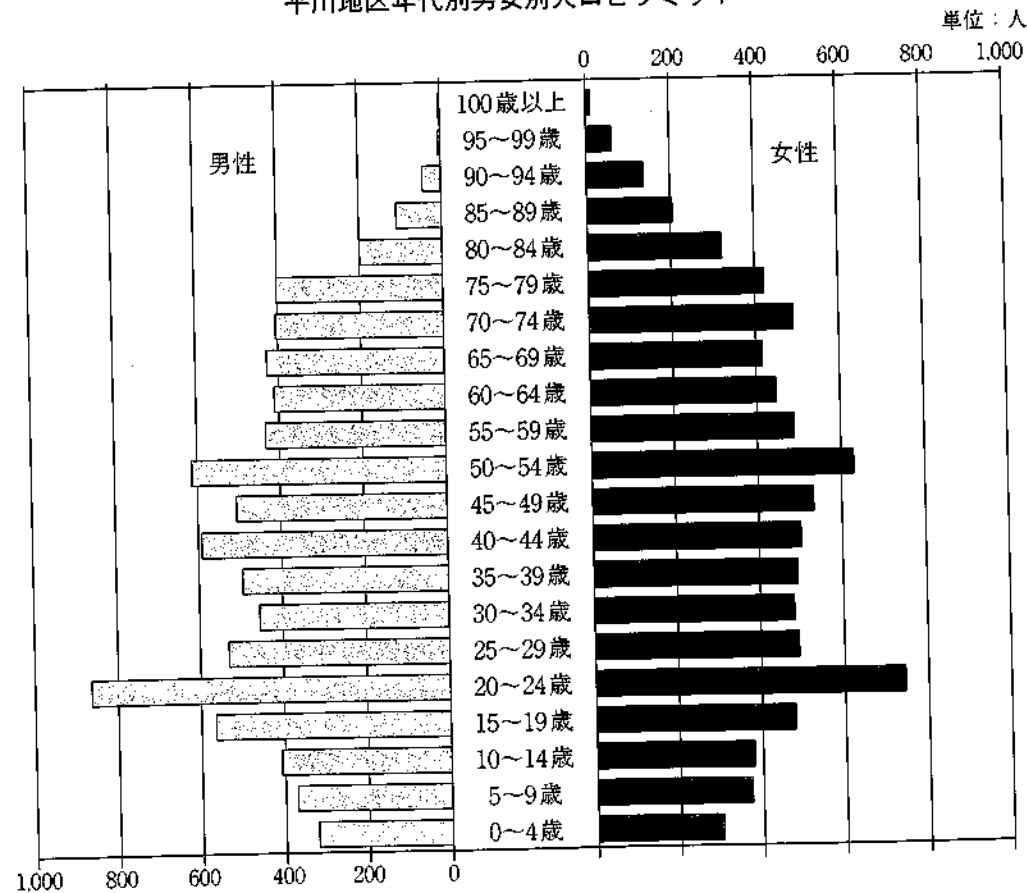
近年、人口の増加と大型商業店、医療機関、福祉施設等の進出、加えて令和2年3月21日には、吉田地区内に中国自動車道の湯田温泉スマートインターチェンジが完成し、九田川沿いの県道のみならず地区内の渋滞加速の状況がみられそうです。

(2) 平川地区住民の人口動態

区 分	昭和40年 山大移転前	昭和48年 平川小学校 設立100年	昭和61年 西京高校 設 立	平成21年 公 民 館 名称変更	平成26年 (12月31日現在)	令和元年 (12月31日現在)	令和6年 (12月31日現在)
人 口 (人)	3,316	6,888	11,815	15,928	16,016	16,570	16,579
世 帯 数 (戸)	739	2,080	5,495	7,545	7,788	8,895	8,782
小学校児童数 (人)	61	462	931	1,071	921	859	891
中学校生徒数 (人)				475	523	433	418
高齢者人口65歳以上 (人)			890	2,404	2,953	3,414	3,671

年齢別人口数 (令和6年12月31日現在)

平川地区年代別男女別人口ピラミッド



	0 ~ 4歳	5 ~ 9歳	10 ~ 14歳	15 ~ 19歳	20 ~ 24歳	25 ~ 29歳	30 ~ 34歳	35 ~ 39歳	40 ~ 44歳	45 ~ 49歳	50 ~ 54歳	55 ~ 59歳	60 ~ 64歳	65 ~ 69歳	70 ~ 74歳	75 ~ 79歳	80 ~ 84歳	85 ~ 89歳	90 ~ 94歳	95 ~ 99歳	100 歳以上
男性	322	371	408	565	863	531	456	495	592	507	613	434	411	428	405	402	199	110	45	5	3
女性	303	373	379	479	745	491	481	491	500	532	630	489	447	416	491	422	323	205	137	62	12

(3) 自治会別の状況

(令和6年12月31日現在)

自治会名	世 帯 数	人 口	65歳以上人口	公会堂の有無
県営平井団地	74	129	48	有
西 大 畠	182	235	44	無
(姫山ひびき)	34	45	6	無
台	240	308	53	有
馬 木 領	346	742	115	有
平川中央団地	41	88	32	無
馬 木 坂 本	109	130	16	有
吉田団地 A	97	207	59	有
吉田団地 B	66	158	25	有
吉田団地 C	111	211	69	有
吉田団地 D	96	186	72	有
閼	281	674	123	有
潤 住 宅	181	394	81	無
瀬 利 黒	162	428	50	無
岡 小 路	330	857	116	有
河 内	21	42	19	無
黒 川 中 央	41	105	9	無
西 京	135	316	99	有
吉 野	129	307	90	有
田 屋 島	100	215	67	有
小 原	483	934	217	有
こばら団地	101	239	62	無
(吉田寮)	55	55	0	
(榎野寮)	30	30	0	
(石津寮)	3	3	1	
(山口吉田学生会館)	32	32	0	
合計	8,782 (12,058)	16,579 (20,897)	3,671	

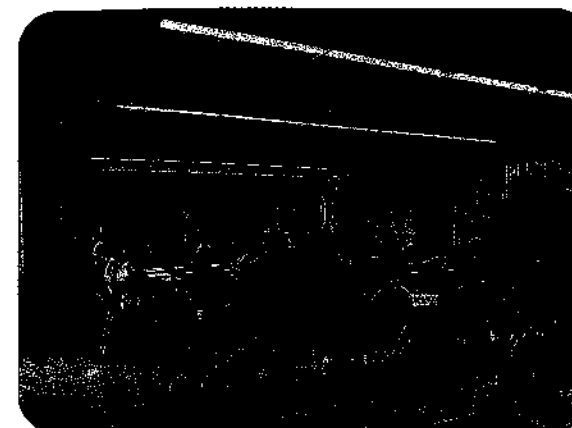
平野自治会、田屋島自治会、小原自治会は老人福祉施設入居者を含む
網かけの自治会はふれあい・いきいきサロン開設済み
() は令和7年1月1日現在推計

(4) 平川地区の社会資源と活動団体

(4) 平川地区の社会資源と地域づくり

公 共 施 設	平 川 の 文 化 財		
平川地域交流センター	平清水八幡宮	本殿・附宮殿	国指定
平川幼稚園		木造獅子狛犬	県指定
平川小学校		木造隨身倚像	市指定
平川中学校	広 沢 寺	木造薬師如来坐像	県指定
西京高等学校		木造二天王立像	県指定
山口中村学園高等学校専攻科		大般若波羅密多經	市指定
山口大学	平川の大スギ	天然記念物	国指定
山口大学教育学部附属特別支援学校	公 園		
高齢者生きがいセンター（九田の館）	平川河川公園		
放課後児童クラブひめやま学級	榎野川慶正土河川公園		
子育てつどいの広場（ひらひら）	榎野川運動公園		
平 川 地 区 社 協 関 係 団 体			
コミュニティ推進協議会	商工業振興会		
自治連合会	幼稚園わかば会		
民生委員児童委員協議会	小学校PTA		
福祉員協議会	中学校PTA		
老人クラブ連合会	子ども見守り隊		
人権学習推進協議会	地域交流センター運営協議会		
青少年健全育成協議会	地域交流センター後援会		
子ども会育成連絡協議会	消防後援会		
生活体育振興会	ひらかわ風の会		
市消防団鴻南方面隊平川分団			
交通安全対策協会			

住民座談会・策定委員会・編集委員会 紹介



「住民座談会」



「策定委員会」



「編集委員会」

2 第四次平川地区地域福祉活動計画

分野	生活課題	住民の手でできること(住民座談会での意見)	
		自分(小グループ)または班、自治会単位でできること	平川地区団体(団体、施設等の連携・協力)ならできること
高齢者支援	1 高齢者の集う場所が少ない	- 各地区でのふれあいいきいきサロンの開設と活用をすすめる。 - 公会堂等を利用して集いの場所をつくる。	- 地域単位で行われる催しや活動のPRと参加を呼び掛ける。 - 各団体が主催する活動(老人クラブや民児協、福祉員協議会など)のお知らせと参加を促す。
	2 一人暮らし高齢者の見守り充実が必要である	- 民生委員児童委員、福祉員と自治会役員間で見守り対象者に関する情報を共有する。 - 地区社協主催の見守り研修会で確認した見守り方針を自治会で確認する。 - 認知症サポーター養成の講座や研修会に参加し理解を深める。	- 年2回の小地区見守り研修会を継続する。 - 認知症に関する研修会等を開催する。
	3 高齢者の悪質商法、詐欺対策が必要である	- チラシ(回覧)で注意喚起をする。 - サロンや地区の集会等で情報提供及び講習会を年1回実施する。	- うそ電話詐欺やSNS被害防止の研修会を開催する。 - 市の「消費者安全確保地域協議会(地域見守り協議会)」における情報などを把握する。 - 各団体単位で消費者被害防止の研修会を開催する。
	4 高齢者のゴミ出し、ゴミの分別、ゴミ当番の問題がある	- 自治会や班で協力体制を作る。 - ゴミ出し当番の高齢者負担軽減対策を班ごとに検討する。 - ご近所で声を掛け、気を付けてあげる。	- 有料ゴミ出し業者の情報提供を行う。 - 高齢者へのゴミ出し支援を実施している事例の紹介を行う。
	5 高齢者の外出手段が少ない	- 高齢者の一人暮らしが多く、駅・買い物・病院への交通手段確保が必要である。 - 高齢者運転者の事故防止教室などが必要である。	- 運転免許返還や自家用車がない高齢者の外出手段に関する実態を把握する。年齢、住まいの地域、外出先など。 - 地域単位で交通ルール、自転車運転ルール教室を開催する。

それ以外の方策 (住民座談会での意見)	活動計画		主な推進団体
	活動名	具体的な活動	
	- 高齢者の集う場所、機会の拡充 - 高齢者が参加できる活動のPR	- いきいきサロンの全自治会設置を目標に取り組む。 - 九田の館活用を促進する。 - 各サロンの活動交流を進める。 - 各自治会で高齢者が参加可能な活動に取り組む。	- 地区社会福祉協議会 - 自治連合会(各自治会) - 民生委員児童委員協議会 - 福祉員協議会 - 老人クラブ連合会
	一人暮らし高齢者が安心して暮らせる活動の充実	- 小地区見守り訪問活動研修会開催と参加を勧める。 - 民生委員児童委員、福祉員、自治会役員が協力し見守り対象者へ訪問や声掛けを行う。 - 高齢者福祉に関する各種講座へ参加する。	- 地区社会福祉協議会 - 自治連合会(各自治会) - 民生委員児童委員協議会 - 福祉員協議会 - 老人クラブ連合会
消費者被害相談の窓口(188)を周知する。	消費者被害防止のための情報や知識の周知	- 見守り時に観察する。 - サロン活動のテーマとして消費者被害防止の学習会を行う。 - 警察からの消費者被害防止の情報を自治会で回覧する。	- 地区社会福祉協議会 - 自治連合会(各自治会) - 民生委員児童委員協議会 - 福祉員協議会 - 老人クラブ連合会
	高齢者のゴミ出し支援	- 高齢者ゴミ出し支援に関し自治会の仕組みとして先行実施している事例を紹介する。 - 有料でゴミ処理を請け負う業者の情報を提供する。 - 各自治会で高齢者支援の必要性や当番問題について話し合う。	- 地区社会福祉協議会 - 自治連合会(各自治会) - 民生委員児童委員協議会 - 福祉員協議会 - 老人クラブ連合会
コミュニティバス路線開設の要請を行う。	- 行政や民間が行っている移動手段に関する情報の把握と活用できる手段の周知 - コミュニティタクシーの研究	- 民間で実施している買い物や病院の無料送迎などの情報を提供する。 - 外出手段などの現状を把握する。	- 地区社会福祉協議会 - 自治連合会(各自治会) - 民生委員児童委員協議会 - 福祉員協議会 - 老人クラブ連合会 - コミュニティ推進協議会

第四次平川地区地域福祉活動計画

分野	生活課題	住民の手でできること(住民座談会での意見)	
		自分(小グループ)または班、自治会単位でできること	平川地区団体(団体、施設等の連携・協力)ならでできること
子ども支援	6 一層の見守り強化・充実が必要である	- 見守り活動を継続し登下校時の声かけを行う。 - 保護者間、隣近所で不審者情報と対応策を共有する。	- 学校のあんしんメール発信で呼びかけを行う。 - 団体間で情報共有する。 - 子ども110番の家の見直しと新規の開拓を行う。 - 危険箇所を把握し、周知徹底する。
	7 長期休暇中の子どもの居場所が少ない	- 自治会内で、子どものたちの集う場所、機会を提供する。(夏まつり等) - 子ども会活動へ積極的に参加する。	- 子どもたちがいつでもいける場所の提供をする。 - 学校のあんしんメールを利用した情報発信をする。 - 戸外での活動の機会を作る。 - 夏休みを活用して各団体の活動を体験する。 - 公会堂や平川地域交流センター等を積極的に活用する。
	8 近隣、地域とのコミュニケーション作りが必要である	- 自治会行事に積極的に参加する。 - 子ども会活動の推進を図る。 - いきいきサロンや単位老人クラブなどの活動へ子どもも参加し、多世代交流の機会をもつ。 - 大人から積極的にあいさつをする。 - 自治会の役員へ参加する。	コミュニティ推進協議会や小中学校と連携して、「つながるあいさつ運動」を継続実施する。
マナーの向上	9 更なるマナーの向上が求められる ○ゴミ出しマナー ○ペット飼育マナー	- 自治会内でゴミ出しルールを再確認し周知する。 - 新規自治会加入者へ、ルールを周知する。 - 自治会の各ゴミステーションごとに管理を徹底する。(自治会や班ごとのルール) - ペットの放し飼いをしない。 - むやみにえさを与えない。 - 飼い主の責任でフンの始末をする。 - 家族の一員であるという認識を持ち、最後まで責任をもって飼育する。	- ひらかわだより、ひらかわみんなのカレンダー、コミュニティのHP等でルール、マナー分別収集を周知する。 - 分別収集の違反例をまとめて紹介する。 - 啓発活動のチラシを作成して、自治会や団体に配布する。 - 注意喚起の看板を設置する。

それ以外の方策 (住民座談会での意見)	活動計画		主な推進団体
	活動名	具体的な活動	
児童の見守り強化を進める。(防犯・安全対策)	- 見守り活動 「110番の家」の募集	- 学校のあんしんメールで情報発信をする。 - 子ども見守り隊の人数を増やす。 - 登校時に立哨を行う。 - 下校時に合わせて、戸外活動や散歩をする。(共通のベスト着用) - 子ども110番の家の新規開拓と継続のお願いをする。	- コミュニティ推進協議会 - 自治連合会(各自治会) - 老人クラブ連合会 - 子ども見守り隊 - 青少年健全育成協議会 - 幼・小・中PTA - 各教育機関
- 子どもとお年寄りが一緒に過ごせる機会を増やす。 - 居場所づくりの確保に努める。 - 異学年との交流を進める。	子どもの居場所作り	- 外遊びの機会を提供する。 - 子ども会や地区行事への参加を促す。 - HPやフェイスブック等を活用して情報発信を行う。 - 子ども会のレクリエーションの機会を増やす。	- コミュニティ推進協議会 - 自治連合会(各自治会) - 老人クラブ連合会 - 青少年健全育成協議会 - 幼・小・中PTA - 民生委員児童委員協議会 - 子ども会育成連絡協議会 - 地区社会福祉協議会
- 気軽にあいさつができるようになるとよい。 - 近隣世帯や子ども会のことをもっと知りたい。 - 転入者向けの交流の場を作る。 - 自治会・子ども会の加入率の向上を図る	- つながるあいさつ運動 - 地域活動への参加	- 大人から積極的にあいさつをする。 - 自治会、子ども会、老人クラブとのつながりを持つ。 - 自治会、子ども会への加入を促す。 - 自治会役員経験を促す。	- コミュニティ推進協議会 - 自治連合会(各自治会) - 老人クラブ連合会 - 青少年健全育成協議会 - 幼・小・中PTA - 民生委員児童委員協議会 - 福祉員協議会 - 子ども会育成連絡協議会 - 地区社会福祉協議会
- 資源ゴミの出し方について高齢者や外国人に周知する。 - 非自治会員への対策が必要である。 犬、猫のフンの処理問題の解決が必要である。	- ゴミ出しマナーアップ活動 - 分別収集の徹底 - ゴミステーションの管理 - 飼育マナーの改善	- 一人一人の意識改革を推進する。 - 資源ゴミの分別収集を徹底する。 - 自治会ごとにゴミ出しルールを徹底する。 - ゴミ当番の運営方法を再検討する。 - 飼育に対する責任と自覚を持ってもらうための広報をする。 - 去勢手術について紹介する。 - ペット以外にえさを与えないよう周知徹底する。	- コミュニティ推進協議会 - 自治連合会(各自治会) - 老人クラブ連合会 - 青少年健全育成協議会 - 地区社会福祉協議会

第四次平川地区地域福祉活動計画

分野	生活課題	住民の手でできること(住民座談会での意見)	
		自分(小グループ)または班、自治会単位でできること	平川地区団体(団体、施設等の連携・協力)ならできること
マナーの向上	○交通マナー・ルール	- 自治会内の交通危険箇所を把握する。 - 団地内生活道路の通行マナーを周知徹底する。	- 各学校・団体で交通マナー・ルールの指導を徹底してもらう。 - 横断歩道での車の一時停止ならびに歩行者のハンドサイン運動を推進する。 - 各団体の広報紙を活用して周知する。
居住環境	10 道路・河川等の環境美化意識を高める必要がある	- 自治会(班)で「ゴミを拾う日」を設け、定期的に活動し、学園都市にふさわしい都市づくりに協力する。 - 回覧や自治会集会、地区集会時に環境についての注意を呼びかける。 - 散歩時や自宅近辺のゴミが目についた時に意識してゴミを拾う。 - 関心の無い人等への参加を促す。 - 河川美化は、水害対策にも連動することから、クリーン作戦等で草刈りやごみの撤去等の作業に努める。 - 河川の氾濫等を防ぐ対策が課題のため、九田川の支流の清掃や草刈り等治水対策のため実態調査を行う。 - 市の法定外公共物等整備事業の利用を促す。	- 地区内から協力団体を募り、その対応を協議する。 - 地区全体で一定の月に清掃を実施する。 - 親子ふれあいクリーン作戦をすべての住民に呼びかけ実施する。(九田川など) - 地区全体に環境整備に関するマナーや意識づけの啓発活動を行う。 - 地区住民への注意喚起(看板及び学校だより、ひらかわだより等の活用)や自治会、団体などの計画的取り組み活動をしてもらう。 - 地区で子どもと一緒にゴミ拾いをして、家族と地区や自治会が仲良く行動できるようにする。 - 貧乏神神社の設置を推進する。 - 草刈機取り扱い講習会の開催により担い手の確保に努める。 - 行政機関に対し、九田川水系の浚渫工事を要請する。
	11 住民の安全・安心対策の推進が必要である	- 自治会で防犯灯などが必要な場所を継続調査し必要に応じて設置する。 - 防犯灯など設置のプロセス等の周知を図る。 - 危険箇所(交通・防犯)の把握と住民への意識づけを促す。	- 防犯灯設置費の一部を補助するために予算確保を行う。 - 防犯カメラ等設置に向けた運用規定の作成を行う。

それ以外の方策 (住民座談会での意見)	活動計画		主な推進団体
	活動名	具体的な活動	
- 生活道路の通行マナーについて考える。 - 自転車の交通マナーについて徹底する。 - 警察における警ら活動をお願いする。	交通マナーとルールの周知・徹底	- 各学校・団体において毎年交通マナー・ルールを学ぶ教室を開催する。 - 交通の危険性を共有し、交通法規を周知徹底する。(自転車乗車時のヘルメット着用、ながらスマホ撲滅等)	- コミュニティ推進協議会 - 自治連合会(各自治会) - 老人クラブ連合会 - 青少年健全育成協議会 - 地区社会福祉協議会 - 交通安全対策協会 - 幼・小・中PTA - 子ども会育成連絡協議会 - 各教育機関
地域内の河川美化を若者(学生等)に働きかける。	- 全員参加の親子ふれあいクリーン作戦の実施 - 環境マナーの啓発活動の促進	「コミュニティ推進協議会」主催で春と秋(年2回)実施される「親子ふれあいクリーン作戦」に全住民の参加を促す。 - 貧乏神神社を設置する。 - 全自治会に環境整備活動の実施を呼びかける。 - 皆が集まる時に、マナーについての啓発を促す。 - 地区住民への注意喚起(看板及び学校だより、ひらかわだより等の活用)や自治会、団体などに計画的な取り組みをしてもらう。 - 平川コミュニティ推進協議会長名で地区住民に協力要請する。	- コミュニティ推進協議会 - 自治連合会(各自治会) - 青少年健全育成協議会 - 子ども会育成連絡協議会 - 幼・小・中PTA - 老人クラブ連合会 - 福祉員協議会 - 九遊会
必要に応じて各道路管理者と協議し促進する。	- 防犯灯などの設置促進 - 防犯カメラの設置促進 - カーブミラーの設置促進	- 防犯灯などの増設を推進する。 - 防犯灯設置補助金の活用を図る。 - 防犯カメラの必要性和設置の推進を図る。 - 交通や防犯上危険箇所の意識を住民に高めてもらうため、広報物等で周知を図る。 - 運用規定や要綱等の作成を行う。	- コミュニティ推進協議会 - 自治連合会(各自治会) - 地区社会福祉協議会

第四次平川地区地域福祉活動計画

分野	生活課題	住民の手でできること(住民座談会での意見)	
		自分(小グループ)または班、自治会単位でできること	平川地区団体(団体、施設等の連携・協力)ならでできること
災害対策	12 自主防災活動の充実・強化を図る必要がある	- 各自治会で自主防災会の充実を図る。 - 普段から自治会などで話し合いの機会をもつ。 - 各自治会で緊急時の対策、避難方法を徹底させる。 - 自治会で連絡方法と手順を話し合っておく。 - 自治会内の連絡網の見直し・整備を図る。 - 避難行動要支援者の状況を把握し対策を講じる。 - 防災意識の高揚を図る。 - 各自主防災組織の活動状況を把握する。 - 避難訓練等の積極的参加を促す。	- 平川自主防災委員会(本部)で「防災講座」など開催し、避難の心構えなど防災の基本的な勉強会を開催する。 - 本部・単位自主防災会で災害時の対応等についてマニュアルの作成を行う。 - 避難訓練等を積極的に実施する。(情報の一斉送信や避難訓練等) - 連絡網の見直し・整備を図る。 - 土嚢作りの経験を有す自治消防団等の指導により、災害に必要な土嚢作りを行う。 - 学校や子ども会などと連携して、防災教育を促進する。
	13 災害時の要援護者への支援体制を強化する必要がある	- 自治会内の要援護者の支援体制を確認する。 - 自治会内で連絡方法と手順を話し合い、決めておく。 - 毎年2回実施される「小地区見守り訪問活動グループ員研修会」などの場で、参加する人が災害支援関係者となつて、要援護者の情報を共有する。 - 災害時要支援者制度の理解と協力を求める。	- 地区全体で要援護者を把握する。 - 本部・単位自主防災会で作成されている災害時の対応についてのマニュアルを確認し、協力する。 - 災害対策基本法により、市が要援護者の名簿作成を準備中であるため、作成完了後は名簿を活用する。
その他	14 地区の人口が増える割に、自治会への加入率が低く、また子ども会活動も難しくなっているなど、地域のつながりが薄くなっている	- 自治会長や班長が転入者へ積極的に声かけをする。 - 子ども会の活性化を図る。	- 自治連合会として、自治会活動の啓蒙チラシを作成し配布する。 - 大学生や留学生との交流を図る。
	15 各団体の後継者が不足し、役員のなり手が少ない	- 活動内容を周知する。 - 役員として活動しやすい仕組みを考える。	

それ以外の方策 (住民座談会での意見)	活動計画		主な推進団体
	活動名	具体的な活動	
- 消防署・警察署等関係機関との連絡・連携を図る。 - 榎野川の流れを良くするため河川浚渫工事など防災対策を呼びかける。	- 自主防災組織の充実・強化 - 平川地区災害時対策マニュアルの活用(危険箇所マップの作成・防災訓練の実施) - 災害時の情報発信及び情報収集対策の確立(訓練を含む) - 災害時避難行動要支援者の支援体制の確立	- 平川自主防災委員会(本部)で、避難マニュアルや防災マップの作成、避難訓練などの年間計画を協議し実施する。 - 災害時の関係機関・団体等の連携先を明確にする。 - 地域での人と人との絆づくりに努める。 - 山口市防災メール(LINE 含む)の登録を促す。	- 自主防災委員会(本部・各自主防災会) - 地区社会福祉協議会 - 自治連合会(各自治会) - 民生委員児童委員協議会
平川自主防災委員会(本部)や各自主防災組織との連携を図る。	- 要援護者の見守り体制の強化 - 見守り訪問対象者及び要援護者の支援を実施 - 要援護者と支援者の信頼確保	- 普段の見守り訪問活動の中で、災害時に援護が必要な人を確認しておく。 - 民生委員児童委員及び福祉員を通じて要援護者へ避難マニュアルなどの周知を行う。 - 要援護者の中から同意を得て、小地区での避難訓練等を積極的に実施する。	- 地区社会福祉協議会 - 自治連合会(各自治会) - 民生委員児童委員協議会 - 福祉員協議会 - 自主防災委員会(本部・各自主防災会)
転入者向けの交流の場作りがあるとよい。	- 転入者への声かけやアパート等借家の住民への啓蒙 - 各自治会・団体の活動の活性化と団体間の連携推進	- 啓蒙チラシの作成と配布をする。 - 自治会便り等の広報誌を作成し配布する。 - アパート管理業者との連携を図る。 - 既存の様々な活動への参加を呼びかける。 - 参加しやすい新たなイベントなどの工夫を図る。 - 各団体間の意見交換会を開く。	- 自治連合会(各自治会) - コミュニティ推進協議会 - 子ども会育成連絡協議会 - 青少年健全育成協議会 - 幼・小・中PTA - 老人クラブ連合会 - 民生委員児童委員協議会 - 福祉員協議会 - 地区社会福祉協議会
	- 活動内容の広報 - 参加しやすい行事の企画実施	- 活動内容を、平川だより等の広報誌を活用しPRする。 - 各団体での活動への参加を促す。 - 役員として活動しやすい仕組みを考える。	- 自治連合会(各自治会) - コミュニティ推進協議会 - 子ども会育成連絡協議会 - 青少年健全育成協議会 - 幼・小・中PTA - 老人クラブ連合会 - 民生委員児童委員協議会 - 福祉員協議会 - 地区社会福祉協議会

3 平川地区社会福祉協議会の事業活動

主催事業

今年も元気で！

★高齢者福祉大会開催

対象 70 歳以上

式典・長寿記念品贈呈・演芸・会食・福引

★地域福祉活動計画の策定

★実行委員会の設置

福祉の輪づくり

★いきいきサービス実施

ふれあい・いきいき親睦旅行

★高齢者生きがいセンター

(九田の館) 支援

外に出てみよう！

福祉の輪づくり

向こう三軒両隣

★見守り訪問活動

★生活教室

*ふれあい・いきいきサロン支援

現在 18 箇所開設 (令和 6 年度)

★ふれあい型給食サービス

おいしいお弁当届けます

月 1 回 300 円

平川地区社会福祉協議会の事業活動

子育て支援

★創作とチャレンジ

年 6 回実施

★ひめやま学級児童対

★子育てつどいの広

★青少年協活動支援

★中学校プラスバンド

地域環境整備支援

★自治会防犯灯設置助成

★自治会ゴミステーション 設置助成

★子ども会花壇苗助成

その他

★共同募金推

赤い羽根募金・歳末たすけ募金

★新盆参拜

香典返し寄付者の

★地区社協だより発行 (年 4 回)

★地区社協だより特集号発行 (年 1 回)

★地区地域福祉活動計画小冊子発行

★地域福祉セミナー開催

★民生委員・児童委員福祉員、 老人クラブ、活動支援

4 「第四次平川地区地域福祉活動計画」策定委員会設置要綱

(目 的)

第1条 「平川地区地域福祉活動計画」(地区社協活動計画)策定委員会(以下委員会という。)は、(1)住民参加の「住民座談会」で出された地域住民の生活課題や当事者の抱えている福祉問題を確認、整理し、「住民の手で解決できる活動(地域が主体となって取組んで行く活動)」を明確化するとともに、(2)平川地区社会福祉協議会の既存の事業の見直しを行う中で、平川地区で住民が必要とされる具体的な地域福祉活動の中期計画化(令和7～11年度)を図る「第四次平川地区地域福祉活動計画」を策定し、「地域福祉＝福祉のまちづくり」を進めていくことを目的とする。

(業 務)

第2条 委員会は、次にあげる事項について協議し、計画書を策定する。

- (1) 「平川地区住民座談会」で出された住民の生活課題の解決について
- (2) 当事者の抱えている福祉問題の解決について
- (3) 地区社会福祉協議会の事業の点検・見直しについて

(組 織)

第3条 委員会は次にあげる者の中から、地区社会福祉協議会長が委嘱する者をもって構成する。

- (1) 地区社協役員・理事
- (2) 地区住民(住民座談会参加者等)
- (3) その他必要と認める者

(委員長・副委員長)

第4条 委員会に、委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集する。

- 2 委員会の会議の議長は、委員長をもってあてる。

(解 散)

第6条 委員会は、第2条の業務が達成されたときに解散する。

(附 則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

5 「第四次平川地区地域福祉活動計画（令和7～11年度）」策定経過報告

日 時	委員会等	協 議 ・ 検 討 事 項 等
令和6年 4月15日(月) 13:30～15:00	地区社協理事会	策定委員会設置要綱承認 策定に関する概要説明
4月10日(水)	「住民座談会」開催の案内（市報等配布に加えてお知らせ）	
4月24日(水)	アンケート調査（依頼）参加申込み者対象	
5月1日(水) 19:00～20:15	第1回 策定委員会	策定委員の委嘱、委員長・副委員長選出、 計画策定概要説明
5月18日(土) 10:00～12:00	「住民座談会」 開 催	進め方説明、アンケート調査報告説明、申し込み52人、 参加者48人、グループ別に分かれお困りごと（生活課題） をKJ法により208提出（重複あり）
6月26日(水) 19:00～20:25	第2回 策定委員会	アンケート調査・「住民座談会」の報告、今後の進め方等 について、グループ別3分野3班にて検討
7月17日(水) 19:00～20:30	第3回 策定委員会	分野別（班別）策定検討（生活課題選定）、第三次計画か らの継続希望課題、基本目標等検討
8月21日(水) 19:00～20:30	第4回 策定委員会	生活課題名、計画書（小冊子）の「住民のできるごと」、 「それ以外の方策」、「活動計画」、「主な推進団体」等につ いて検討
9月30日(月) 19:00～20:30	第5回 策定委員会	分野別（班別）検討、今後の検討、編集委員会（2回） 開催等について
11月6日(月) 19:00～20:30	第6回 策定委員会	「第三次活動計画（令和2～6年度）」の実行委員会委員へ のアンケート調査報告、新たに「その他」の分野加える
12月11日(水) 19:00～20:00	第1回 編集委員会	12人の委員にて、班別に検討、計画書と広報（社協だよ り特集号IV・小冊子）等について
令和7年 1月15日(水) 19:00～20:05	第2回 編集委員会	生活課題（15）とし、字句の修正等、今後の予定等
1月29日(水) 19:00～20:05	第7回 策定委員会	「第四次平川地区地域福祉活動計画（令和7～11年度）」 の取り組む生活課題・主な推進団体等計画書決定
3月3日(月) 13:30～	地区社協理事会	第四次5か年計画の策定の経過報告、承認

6 「第四次平川地区地域福祉活動計画」策定委員会委員名簿

（順不同・敬称略）

No.	役 職 名	氏 名	所 属 団 体
1	委 員 長	芳 西 靖 幸	社会福祉協議会会長
2	副 委 員 長	山野井 光 子	社会福祉協議会副会長
3	委 員	中 井 文 雄	社会福祉協議会副会長
4	委 員	関 谷 詩 織	前市社協平川地区担当
5	委 員	有 元 幸 子	自治連合会事務局
6	委 員	金 子 悦 子	ひめやま学級
7	委 員	神 徳 あや子	民生委員児童委員協議会副会長
8	委 員	村 田 久美子	主任児童委員
9	委 員	吉 崎 博	福祉員協議会会長
10	委 員	河 村 敏 弘	青少年健全育成協議会会長
11	委 員	本 馬 仁 志	子ども会育成連絡協議会会長
12	委 員	西 村 忠	老人クラブ連合会会長
13	委 員	峯 重 義 信	社会福祉協議会理事
14	委 員	藤 川 宗 雄	九田の館代表管理人
15	委 員	吉 武 和 夫	山口市社会福祉協議会平川地区担当
16	委 員	梅 木 将 成	山口市社会福祉協議会平川地区担当
17	委 員	青 山 尚 子	山口市鴻南地域包括支援センター長
18	委 員	大 野 舞	山口市鴻南地域包括支援センター
19	委 員	岸 本 文 雄	地区社会福祉協議会事務局長
20	委 員	松 永 セイ子	地区社会福祉協議会事務局員